

平成 13 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 キ ュ ー ピ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 山 轟 介
(コード番号 2809 東証第 1 部)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 坂 上 利 夫
管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 3 - 3 4 8 6 - 3 3 3 1

ストックオプション導入のための自己株式の取得に関するお知らせ

(商法第 210 条ノ 2 に基づく取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得)

当社は、平成 13 年 1 月 15 日開催の取締役会において、自己株式取得方式によるストックオプション制度を導入し、商法 210 条ノ 2 の規定に基づいて取締役および従業員に譲渡するために自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由

ストックオプション制度を導入することにより、当社取締役および従業員の会社業績向上に対する意欲や士気を高め、株主と同じ視点に立って一層の企業価値の向上を図るため。

2. スtockオプション制度の概要

(1) 譲渡の対象者

平成 13 年 2 月 23 日 (金) 開催予定の当社第 88 回定時株主総会終結の時ににおいて在任する取締役 21 名および在職する課長処遇以上の従業員 669 名で、かつ権利付与日に在任、在籍するものとする。ただし、取締役については取締役選任議案において取締役に選任されることを条件とする。

(2) 譲渡する株式の種類

当社額面普通株式

(3) 譲渡する株式の数

上記の対象者に対し、取締役には上限 164,000 株、従業員には上限 977,000 株、合計で上限 1,141,000 株とする。

(4) 株式の譲渡価額

以下の価額のうち最も高い価額を譲渡の価額とする。

権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額。(1 円未満の端数は切り上げる。)

当社が取得する当社株式の平均取得価額。(1 円未満の端数は切り上げる。)

権利付与日における東京証券取引所の当社株式普通取引終値。

なお、当社が株式の分割および時価を下回る価格で新株を発行(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使を除く。)する場合には、次の算式により譲渡価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(4) 権利行使期間

平成 15 年 12 月 1 日から平成 18 年 11 月 30 日までとする。

(5) 権利行使の条件

権利を付与された者は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、権利を行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人が権利を行使することができる。ただし、いずれの場合にも株式譲渡請求権付与契約に定めるところによるものとする。

権利の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

この他、権利行使の条件その他の細目事項については、当社第 88 回定時株主総会およびその後開催される当社取締役会での決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する株式譲渡請求権付与契約に定めるものとする。

3 . 自己株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社額面普通株式
- (2) 取得する株式の総数 1,141,000 株 (発行済株式総数に対する割合 0.73%) を上限とする。
- (3) 株式の取得価額の総額 14 億円を上限とする。

(注) 上記の決定は、平成 13 年 2 月 23 日(金)開催予定の当社第 88 回定時株主総会において、「取締役および従業員に譲渡するための自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上